

2025年12月9日制定

社内レートの適用に関する特約

第1条(本特約)

- 1 本特約は、「法人会員規約(コーポレート用・個人決済型)」(以下「会員規約」といいます。)の特約として定めるものであり、海外アクワイアラーにおけるショッピング利用代金および日本国外でのキャッシングサービスの融資金(以下「日本国外におけるカード利用代金」といいます。)について第2条に定める社内レートを適用して円貨への換算を行うことを当社との間で別途合意した法人(以下「社内レート適用法人」といいます。)の会員(以下「社内レート適用会員」といいます。)に適用するものとします。なお、本特約と会員規約の内容が異なる場合は、本特約が優先して適用されるものとします。
- 2 本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き会員規約上の定義によるものとします。

第2条(社内レートの適用)

- 1 社内レート適用会員による日本国外におけるカード利用代金は、外貨額を円貨に換算のうえ、日本国内におけるカード利用代金と同様の方法で支払うものとします。なお、当社は円貨への換算のため、社内レート適用法人の指定にもとづき当社が登録又は変更した交換レート(以下「社内レート」といいます。)を、社内レート適用法人又は当社が指定する日から適用するものとします。
- 2 社内レート適用会員がキャッシングサービスを利用した後に社内レートが変更された場合、ご利用の都度交付する「ご融資明細書」と毎月末日頃通知する「ご利用明細書」に記載する約定支払額が異なることがあります。この場合、社内レート適用会員は「ご利用明細書」に記載された約定支払額を支払うものとします。
- 3 社内レートが指定されていない外貨の円貨への換算については、会員規約の定めに従うものとします。